

令和4年2月10日（令和4(2022)年度第17号）



全国保育士会委員ニュース

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育士会事務局

〒100-8980
千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503
FAX 03-3581-6509
Mail hoikushikai@shakyo.or.jp
<https://www.z-hoikushikai.com>

<ニュースの内容>

- 「オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策」が示される
(新型コロナウイルス感染症対策分科会)
- 「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ (ver. 2)」が公表される (内閣府)
- 事務連絡「保育所、放課後児童クラブ等の職員へのワクチン追加接種について」が発出される (厚生労働省)

◆「オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策」が示される (新型コロナウイルス感染症対策分科会)

2月4日に開催された国の「新型コロナウイルス感染症対策分科会」において、「オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について」が公表されました。オミクロン株の特徴と対策の必要性が明らかにされ、特徴的なクラスターの事例やこれまでの知見を含め、クラスターが多く発生している場面・場所（保育所・学校等・高齢者施設・事業所）ごとの感染防止策が示されています。

保育所については「保育所における感染症対策ガイドライン」や「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて」等に基づきつつ、社会機能の維持の観点から、保育の確保と感染の防止を両立させるために基本的な感染防止策を徹底すること、具体的な感染対策としては大人数での行事の自粛や消毒等の徹底、職員のマスク着用の徹底、などが明記されています。また、職員に対する積極的な検査の実施および、速やかなワクチン追加接種の実施等が記載されました。

さらに、オミクロン株が子どもにまん延している現状を踏まえ、発育状況等から可能な範囲でマスクの着用を推奨することが示されました。

Ⅲ. オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について（続き）

【保育所】

○保育所については、「保育所における感染症対策ガイドライン」や「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて」等に基づきつつ、社会機能の維持の観点から、保育の確保と感染の防止を両立させるためにも、基本的な感染防止策を徹底するとともに、地域の感染状況を踏まえ、特に、以下の対策を講じ、休園した保育所の子どもに対する代替保育サービスを確保するなど、地域の保育機能を維持していくべきである。

- ・児童特有の事情も考慮しつつ、室内では児童が近距離で歌を歌う遊びを促したり、児童を密集させるような遊び・運動をしたりするような感染リスクが高い活動を避けるとともに、できるだけ少人数のグループに分割するなど、感染を広げない形での保育の実践を行うこと。
- ・遊具や玩具等を共用する場合には、こまめな消毒、交換等を徹底すること。
- ・大人数での行事の自粛、特に、保護者等が参加する行事は見合わせ、または延期すること。
- ・保護者の送り迎え等の際には、三密を回避しながら、マスクの着用や消毒等を徹底すること。
- ・食事の場面では、前後の手洗いを徹底するとともに、可能な範囲で机を向かい合わせにしないなどの対応を徹底すること。
- ・保育士等の職員はマスクの着用を徹底すること。

○上記ガイドラインでは、子どもについては「一律にマスクを着用することは求めていません」とされているが、感染・伝播性の高いオミクロン株が子どもにまん延している現状を踏まえ、一時的にこの取扱いを見直し、発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については可能な範囲でマスク着用を推奨すること。その上で、それぞれの児童について、息苦しくないかどうかを十分注意し、十分な時間を確保しながら、可能と考えられる場合には、正しいマスクの着用ができるよう助言や配慮を行うほか、本人の調子が悪い場合や、持続的にマスクを適切に着用することが難しい場合は、無理して着用させる必要はないとの運用を行うこと。なお、2歳未満児では、息苦しさや体調不良を訴えることや自分でマスクを外すことが困難であることから、窒息や熱中症のリスクが高まるため、マスクの着用は推奨されない。

○濃厚接触者となった保育所の職員の早期復帰のための検査を始めとして、保育所の職員に対し積極的に検査を実施すべきである。

○保育所の職員に対するワクチン追加接種を速やかに実施すべきである。

○認定こども園、放課後児童クラブ等においても同様の取扱いとすべきである。

5

乳幼児のマスク着用に対し、公益社団法人 日本小児科学会が、「子どもおよび子どもにかかわる業務従事者のマスク着用の考え方」（2021年1月31日公表、2021年4月14日更新）において、マスク着用により誤嚥や窒息の危険性がある子ども（特に2歳未満や障害のある場合）には危険が伴うこと、着用する際には、いかなる年齢・状態であってもそこに関わる大人（保護者・保育士等）が慎重に見守る必要があること、そのうえで子どもに一時的にマスクを着用させることは感染予防の観点から有益と考えられることを示すとともに、適切なマスク着用について、マスク等の正しい使用方法や留意点を記しています。

全国保育士会としては、園児のマスク着用については、感染防止の効果や、子どもの命を守り、発達を保障するという保育の目的に照らし、それぞれの自治体と十分な情報共有・連携を図り、子どもの発達状況等に応じて判断されることが重要であると考えます。

また、これに関連して保育三団体協議会は、2歳児以上のマスク着用を推奨することが議論されたことを受け、2歳児のマスク着用のリスクを伝え、子どもの命を守り、発達を保障するという保育本来の目的を逸脱しないよう慎重な対応を求めべく、令和4年2月9日、感染急拡大のなかでの保育現場の課題等を整理し、厚生労働省子ども家庭局保育課および内閣府子ども・子育て本部に対し、情報共有を行っています。

詳細は下記ホームページをご確認ください。

■ 内閣官房トップページ > 内閣府の政策 > 各種本部・会議等の活動情報 > 新型インフルエンザ等対策推進会議

◆ 「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係る FAQ(ver.2)」が公表される(内閣府)

令和4年2月からの保育現場で働く方々の収入の3%程度引き上げに向け、令和4年2月4日に「FAQ (ver.2)」が公表されました。

ver.2 に更新されるにあたり、ver.1 にあった FAQ が加筆修正されるとともに、新しいFAQ も追加され、2月4日時点で計68問となっています (ver.1 は43問)。

下記に注意が必要なFAQ を抜粋します。

1-10	対象職員	「賃金改善部分」の処遇改善について、法人役員を兼務する施設長は対象外とありますが、施設長以外の職員が法人役員を兼務している場合も対象外となるのでしょうか。	施設長以外の職員が法人役員を兼務している場合は、当該職員は対象として差し支えありません。
------	------	---	--

→ 施設長以外の主任保育士等が法人役員を兼務している場合は、処遇改善の対象となることが明記されました。

2-5	要件	給与を翌月払いとしている施設ですが、この場合でも令和4年2月に支払う1月分の給与から本事業による処遇改善を行わなければならないのでしょうか。	給与を翌月払いとしている施設・事業所であって、公定価格における各年度の処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱの賃金改善計画書・賃金改善実績報告書においても4月分から翌年3月分の賃金を記入している施設・事業所においては、令和4年3月に支払う2月分の給与から10月に支払う9月分の給与について本事業による処遇改善を行うこととなります。
-----	----	--	--

→ 給与を翌月払いとしている施設の場合は、令和4年2月からではなく、3月に支払う2月分の給与から対象となることが明記されました。

2-10	要件	賃金改善計画書や賃金改善実績報告書において「国家公務員給与改定対応部分」の具体的な配分額についてどのように記入すれば良いのでしょうか。	「国家公務員給与改定対応部分」は、国家公務員給与の改定に伴い公定価格が令和4年4月分から減額改定される状況においても、給与水準を維持するための補助であり、令和4年度の賃金に関する規程において公定価格の減額分（▲0.9%）を賃金水準に反映していないことが確認できれば足りることから、（中略）「国家公務員給与改定対応部分」の金額については記入する必要はありません。
------	----	---	--

→ 回答にあるように、「国家公務員給与改定対応部分」は令和4年4月分から行われる補助です。処遇改善は2月から開始されますが、「国家公務員給与改定対応部分」は令和4年4月分からです。

3-5	賃金改善額の算定方法等	利用定員の見直しがある場合、適用する単価の定員区分はどのように判断すれば良いのでしょうか。	定員変更後の本事業の実施期間については、変更後の定員に基づいて、適用する単価の定員区分を判断します。
-----	-------------	---	--

→ 「FAQ (ver. 2)」において、定員等に変更があった場合の対応について、FAQが追加されています。3-3は令和3年度途中に開設した場合の考え方、3-4は令和3年度途中で定員変更があった場合の考え方、3-5は令和4年度から定員変更が行われる場合の考え方、3-6は保育所から認定こども園に移行する場合の考え方が示されています。

そのほか詳細は下記ホームページをご確認ください。

■ 内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 子育て事業者の方向け情報

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido//jigyousya.html>

◆ 事務連絡「保育所、放課後児童クラブ等の職員へのワクチン追加接種について」が発出される(厚生労働省)

令和4年2月7日、厚生労働省は都道府県・市区町村宛てに、事務連絡「保育所、放課後児童クラブ等の職員へのワクチン追加接種について」を発出しました。

これは、同日、内閣総理大臣から厚生労働大臣に対し、保育所や学校での感染が拡大し

ている実態を踏まえ、保育士などの職員に対し、積極的に 3 回目接種を促進することを働きかけるよう指示があったことを受けて発出されたものです。

都道府県・市区町村において、保育所、放課後児童クラブ等の職員の追加接種が迅速かつ円滑に進められるよう、下記の点にも留意しつつ、接種を希望する職員が早期に接種できるように尽力いただきたいことを依頼しています。

○ 積極的な 3 回目の接種の対象

- ・ 保育所、地域型保育事業所、一時預かり事業、病児保育事業及び延長保育事業の職員
- ・ 利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、放課後児童クラブ及び児童厚生施設の職員
- ・ 児童養護施設等の社会的養育関係施設・事業の職員
- ・ 認可外保育施設の職員

○ 保育所、放課後児童クラブ等の職員は、自治体の判断で、社会機能を維持するために必要な従業者等として優先的に接種を行うことを検討する対象に該当し得る。

○ 3 回目接種に係る接種券を有していない場合であっても、接種を行うことは可能。

○ 3 回目接種または接種の副反応により、保育所等の職員が出勤できない場合には、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて」（令和 2 年 2 月 25 付事務連絡）を適用し、人員の基準に関し、利用児童の保育に可能な限り影響が生じない範囲で柔軟に取り扱うことができる。

なお、内閣府子ども・子育て本部も、文部科学省発出の事務連絡「教職員の新型コロナウイルスワクチンの追加接種について」に基づき、都道府県・指定都市・中核市の認定こども園主管課宛てに、認定こども園の保育教諭等の追加接種が迅速かつ円滑に進められるよう依頼しております。